

議案第48号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(15の5) 略

(15の6) 指定保育士養成施設成績証明書又は卒業証明書の交付 1件につき420円

(16)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(15の5) 略

(15の6) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書、指定保育士養成施設卒業証明書その他の事実を証する書類の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(16)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

加算した額)

略

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るもの
の 1件につき3,000円

イ その他のもの 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

(315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円

(315の5)～(328) 略

略

(315の3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定 1件につき3,000円

(315の4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円

(315の5)～(328) 略

2 略

2 略

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2の表を次のように改める。

区 分	金 額		
	基準適合証（長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付したものをいう。以下同じ。）の添付がある場合	住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）の添付がある場合	基準適合証及び住宅性能評価書の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画 2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計	1件につき11,000円	1件につき19,000円	1件につき49,000円

画

(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき23,000円	1 件につき40,000円	1 件につき99,000円
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき37,000円	1 件につき64,000円	1 件につき159,000円
(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき63,000円	1 件につき118,000円	1 件につき314,000円
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき121,000円	1 件につき207,000円	1 件につき563,000円
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき228,000円	1 件につき341,000円	1 件につき968,000円
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき423,000円	1 件につき631,000円	1 件につき1,791,000円
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、	1 件につき603,000円	1 件につき882,000円	1 件につき2,559,000円

30,000平方メートル以下の住宅に係るもの (8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき718,000円	1件につき1,067,000円	1件につき3,135,000円
--	---------------	-----------------	-----------------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。